

緊急のお知らせ

東京大学

2月、3月中に学研災に加入される場合の注意点

2月1日付け掲示「学生教育研究災害障害保険への学生全員加入について」で、平成19年度からは大学負担で在籍する全学生を傷害保険：学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）に加入させる方針をお知らせしました。ただ、本年度末（平成19年3月31日）までの間に、実験あるいは野外実習等々の事情から、傷害保険加入が必要となる場合があると考えられます。大学が保険料を負担するのは、あくまで平成19年度からですので、本年度末までは個々の学生の負担において保険加入していただくこととなります。

その際、加入する傷害保険として学研災を選択される場合には、4月からは大学負担での加入となりますので、契約可能な最短期間である「1年」で加入するようにご注意願います。4月以降分について大学負担が決定している現在、学研災の複数年契約は不必要なだけでなく、4月以降に保険料の精算手続きが発生するため本人そして本学にも不利なものとなります。